



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 カシオ計算機株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員
 樫尾 和雄
 (コード番号 6952 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 財務・IR 担当
 高木 明德
 (TEL 03-5334-4852)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役に社内外を問わず広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の責任を法令の定める範囲で一部免除することができる旨の規定を、変更案第 27 条第 1 項及び変更案第 34 条第 1 項のとおり新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、変更案第 27 条第 2 項及び変更案第 34 条第 2 項のとおり、その一部を変更するものであります。
- (3) 取締役の責任免除(変更案第 27 条)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
〈 <u>社外取締役との責任限定契約</u> 〉 第27条 (新 設)	〈 <u>取締役の責任免除</u> 〉 第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)</u> の同法第423条第1項の責任について、 <u>当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、賠償責任額から同法第425条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</u>

現行定款	変更案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>会社法第425条第1項</u>に定める最低責任限度額とする。</p> <p>〈<u>社外監査役との責任限定契約</u>〉</p> <p>第34条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>会社法第425条第1項</u>に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>同法第425条第1項</u>に定める最低責任限度額とする。</p> <p>〈<u>監査役の責任免除</u>〉</p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>監査役（監査役であった者を含む。）</u>の同法第423条第1項の責任について、<u>当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、賠償責任額から同法第425条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>同法第425条第1項</u>に定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上